

新型コロナウイルス感染症に関して ～支援制度、助成金等のご紹介～

■新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度(日本医療機能評価機構)

【個人への補償】

概要	医療機関に勤務する医療従事者が、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患し政府労災等の認定を受けた場合に休業補償を、また万一死亡した場合には死亡補償を、医療機関がより少ない負担で医療従事者に対し行うことができる。なお、保険金は全額その医療従事者またはその遺族に支払う。		
補償内容	4日以上の上業を行った場合 20万円を給付 死亡した場合 500万円を給付		
年間 保険料	医療従事者1名あたり		
	被保険者/被用者	医療資格者等(※2)	左記以外
	新型コロナウイルス感染症対応医療機関(※1)	無料 国と医療団体の補助金充当	1,000円
	上記以外の医療機関	500円 医療団体の補助金充当	1,000円
	※1、2 詳細は日本医療機能評価機構のホームページ参照		
問合せ先	新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度コールセンター 0120-370-540		

■新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度(日本医師会)

【医療機関への補償】

概要	医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、休診日を含む連続7日以上の上院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益や、家賃など継続費用を補償 【日本医師会会員医療機関向け】
補償金額	休業一時金 100万円 ※医業収益・医業外収益・臨時収益の合計が年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。
申込締切 (補償期間)	令和2年12月25日(令和3年1月1日～令和4年1月1日までの補償期間) 令和3年1月25日(令和3年2月1日～令和4年1月1日までの補償期間)
問合せ先	日本医師会地域医療課 03-3946-2121

■医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援（宮崎県）

【医療機関への支援】

概要	新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止対策などを行う医療機関・薬局等に対する支援金。感染対策に限らず広くいろいろな支出をあてることができる。
補助上限額	病院 200万円+5万円×病床数 有床診療所 200万円 無床診療所 100万円
申請締切	概算交付申請：令和2年12月末（予定） ※概算交付申請とは、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算（見込み）額で申請するもの（事後に実績報告が必要）。
問合せ先	宮崎県新型コロナウイルス慰労金・支援金コールセンター 0985-68-3148

■小学校休業等対応助成金（厚労省）

【医療機関への助成】

概要	新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金
支給額	対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数 ※上限額 1人あたり15,000円
申請締切	令和3年3月31日(令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得) ※対象となる休暇取得の期間は、令和3年2月末まで延長される予定
問合せ先	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999

助成金、支援制度については各種要件があります。

詳細は各問合せ先までお願いいたします。

本センターでは、労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っています。
※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。